RITTO 市民ネットワーク

田村たかみつ 市議会レポート

2021/1/1（金）
NO.71
Since 2003.3

発行責任者：田村隆光　〒520-3004　滋賀県栗東市上砥山1468-5　TEL:077-558-0490　FAX:077-558-2762

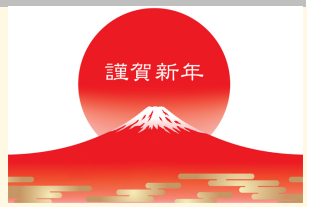

新年明けましておめでとうございます

旧年中は、私の議員活動に深いご理解とご支援を賜りましたこと心から厚く御礼申し上げます。

さて、昨年当初から続く、地球規模での新型コロナウイルスという病原体との戦いは、天然痘やペストを乗り越えてきた人類も、今もなおウイルス感染の勢いを止めることはできず、新年を迎えました。

まず、長期にわたり、ウィルス感染という脅威の最前線で、厳しい状況ではありますが日夜、献身的に医療に従事されている皆様が被害を最小限に留めていてくださることには、最大限の敬意と感謝を申し上げます。

日本も、コロナの影響で、日々の生活は大きく制限され、地域社会は多くのイベントなども中止となりましたので、コミュニティ活動も停止し、精神的疲弊とストレスはピークを迎えているのではないでしょうか？

さらに、コロナ禍で、経済も大きく落ち込んでいますので、飲食業や観光業の皆さんの苦悩はただならぬものだと思いますし、離職等を余儀なくされ生活困窮に陥った方々も多く、特にシングルマザーの状況は就労環境も厳しく、生活困窮への支援は、一刻も猶予のない状況です。

ところが、国民が困っている時こそ役立つべき政治が機能を発揮できていません。

この国のトップリーダーは、季節外れに桜の花を咲かす術は持っていても、国会では嘘をつき続け、都合が悪いことには「差し控えます」と答弁拒否を繰り返す。

また、国民に自粛や外出制限はかけながらも自身は梯子会食。さらに保身と出世しか考えない一部の官僚は、忖度と隠蔽、改竄、破棄といった公務員の倫理観の低下を招き、信頼を失っています。

さらに、GoTo‥‥は、「感染拡大を招く」との医療現場の声も聞かず、ゴリ押しと後手後手の対応に感染は一層拡大しています。

地域経済の回復は重要なことですが、「まずは、感染を止めることに専念すべきだ」との専門家の声は聞こえないのでしょうか？

全くもって、政治への「不信感」は高まり、「信頼」が失墜していますので、私も政治の極々末席にいて、悔しさと申し訳なさで心が痛みます。

「信頼」は、得るのは難しく、失うのは簡単です。そして失ったものを回復するのはもっと難しいことです。

本年は、新たな国のリーダーを決める衆議院議員選挙の年。解散がいつかはまだわかりませんが明らかに10月までには行われます。

日本の国民と価値を共有し、希望ある方向へ導く誠実なリーダー、それが「信頼に足りる」人物だと私は信じています。

そして、信頼に足りるリーダーが誕生すれば、行政組織もしっかりと立ち直り、国民のための組織として信頼を回復していくはずだと確信しています。

コロナとの戦いはまだまだ続きそうですが、そのような中でも、本年は『信頼』をキーワードとして、活動してまいりますので、どうか、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとって、幸多き一年であることを祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

田村隆光

12月定例会

12月定例会は、予算9件、条例8件、人事1件、指定管理者の指定を含むその他10件に加え、請願書１件、意見書案２件、要望書6件を審査。
請願書と意見書１件以外は、原案の通り可決いたしました。

人事院勧告と人事異動等に伴う職員人件費の補正

民間の事業所1万数千カ所の給与や諸手当の支給状況を把握し、民間企業の従業員の給与水準と公務員の賃金を均衡させることを目的に、人事院により原則毎年実施されている「人事院勧告」。

令和2年10月7日、人事院は国家公務員のボーナスの支給月数を、「0.05か月減」とすることを勧告。

また、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、月給については民間企業との水準差が小さい（△0.04%）ことから据え置くことを10月28日勧告しました。

それに準じて、本市においても下記の通り、12月のボーナスを0.05ヵ月分（総額1,000万円）を減額することになりました。

加えて、人事異動による給与や諸手当の見直しや時間外勤務手当等の補正も約5,500万円増となりましたので、総額で合計約4,500万円の増額補正となりました。

【人事院勧告分の影響】

◉ 特別職（市長・副市長・教育長）
・1.7ヵ月　→　1.65ヵ月
・136,000円の減（約45,330円／一人）

◉特別職（議員18人）
・1.7ヵ月　→　1.65ヵ月
・359,000円の減（約19,940円／一人）

◉一般職（461人）
・課長級以上　1.10ヵ月　→ 1.05ヵ月
・一般職　　1.30ヵ月　→ 1.25ヵ月
・1,000万円の減（約21,690円／一人）

【人事異動等に関する影響】

◉ 約5,500万円の増
・給与・・・・・　470万円増
・時間外手当・・ 2,759万円増
・共済費・・・・ 1,058万円増ほか

※ 時間外手当の多くがコロナウイルス関連の作業によるものです。

指定管理者の指定

市内には多くの公共施設がありますが、この運営、管理を民間に委託する制度である「指定管理者制度」の業者指定についての議案を審査し、業者を決定しました。内容は下表のとおり。

	施設名	指定管理者	指定期間	応募の状況
1	栗東農畜産物処理加工施設	アグリの里栗東（株）	R3.4.1～R8.3末	1団体のみ
2	栗東市立農林業技術センター	滋賀南部森林組合	R3.4.1～R8.3末	1団体のみ
3	栗東シルバーワークプラザ	栗東市シルバー人材センター	R3.4.1～R8.3末	1団体のみ
4	栗東市芸術文化会館	（株）ケイミックス パブリック・ビジネス	R3.4.1～R8.3末	２団体
5	栗東市体育施設	栗東市スポーツ協会	R3.4.1～R8.3末	指名応募

ひとり親世帯臨時特別給付金

国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、本年6月度の受給対象者に対して、年末年始に向け予備費を活用して、再度、同様の基本給付の支給を決定。本市でも、前回の補助金で不足する額、約2,000万円の追加補助を受け、年内に支給を完了できるよう作業を開始しました。

対象者	支給単価		対象数	小計	総合計
① 児童扶養手当受給者 ② 公的年金給付等受給者 ③ 家計急変者	基本額	50,000円	570世帯	28,500千円	38,190千円
	２人目以降加算	30,000円	323人	9,690千円	

個人質問

今回の個人質問は、市内にも多く存在する文化財の管理や活用について質問しました。
文化財は、過去と現在、そして未来をつなぐ大切なものです。博物館の利活用の活性化も含め、文化財を活用したまちづくりの一端になればと思います。

地域の宝　文化財でまちの魅力発信を！

問：文化財保護法の改正で、地域の文化財の総合的な保存・活用にかかる計画を自治体は策定することとなった。本市の文化財保存活用地域計画の概要とその進捗について伺う。
　また、本市の国・県・市の指定文化財、および未指定文化財の類型と数量は？

答：この「文化財保存活用地域計画」は、文化財の保存・活用に関して市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めるもので、本市においては令和２年度から３年度において策定していく。
　今年度については、栗東市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置するとともに、文化財の保存と活用を考えるため実際に地域を歩くワークショップを４回開催した。
　また、本市には国指定４６、県指定１６、市指定７５の合計１３７の文化財があり、類型別でいうと有形文化財１２０、記念物１４、民俗文化財３になり未指定文化財については、全て有形文化財で、２,２２０件を確認している。

問：文化財の保護や活用に関する行政の現状課題として、第一に専門職の人材不足があると考える。
　本市の文化財の発掘や保存および活用に関しての組織体制と今後の文化財専門職員の育成と適正配置についての見解は。

答：現在、文化財を担当する職員はスポーツ・文化振興課に２名の正職員と１名の再任用職員を配置している。また、他に２名の学芸員を博物館に配置している。今後の課題や業務に応じて、また育成期間も勘案して適正に配置していく。

問：地域計画を策定する懸念として、事務量の増加とともに、市内に存在する未周知の文化財の実態などを確認するための悉皆調査が必要と考えるがその実態は？

答：「栗東の歴史」編さん事業や「栗東の文化」発行事業、博物館における資料調査等で、すでに実施したものを基に、現在確認調査を実施している。

問：本市は旧東海道、旧中山道の通る街道文化の色濃いまちである。文化財を観光事業へ活用するにはトイレや、外国からの観光客も考慮に入れた案内看板等のインフラ整備が必要だと考えるが見解は。

答：観光インフラ整備の必要性は認識している。新規整備の依存財源確保は難しいが、国の支援制度も活用して整備を進めていきたい。

問：本市の歴史民俗博物館も現在、開館30年を迎える。老朽化の中で、施設面で現代に合った十分な展示ができるのか疑問である。老朽化する施設に関しての再整備などのが見解は。
　また、博物館の第1展示室の中に、映像と音声を使いながら解説するコーナーの機器が故障し機能していないが、対応は。

答：博物館における再整備については、市の長寿命化計画の中で、現在ある施設を修繕しながら使用していくことが基本であると考えている。
　また、故障し機能を果たしていない機器については、現代にあったような機器に転換できないか検討している。

問：文化財の所有者は文化財保護法や文部科学省令に従う形で管理義務、移出、毀損したときの届出義務など多くの制約が課されている。また、修理や公開は、所有者自身が行うこととされ、さらに文化財保護法では、文化財を公共のために、大切に保存、公開することを求めている。
　しかし、現状は過疎化であったり、少子高齢社会の到来で、担い手不足も生じており、所有者の負担は増すばかりであり、建物の修復費用の負担などを重荷に感じた所有者が建物解体や手放すケースが後を絶たないという実態もある。本市の状況は。

答：市内には、個人所有の建造物の文化財は３９件あり、これまでに建物解体をされたり、登録解除の事例はない。
　ただし今後、所有者の高齢化による担い手不足や、修理費用の負担などが課題となってきている。
　今回策定する文化財保存活用地域計画では、こうした文化財保護に対する方向性も示していく予定である。

２０２０年10月～12月　主な活動	
10月３日	音楽振興会野外コンサート手伝い
10月６日	臨時会議案勉強会
10月６日	連合滋賀駅頭行動（JR栗東駅）
10月9日	学童保育連協と議員との懇談会
10月11日	野洲市長選挙出陣式
10月12日	金勝地域振興協議会ボウリング大会
10月13日	臨時会
10月19日	国道バイパス整備促進特別委員会視察
10月21日	教育予算についての懇談会
10月29日	企業事業資金貸付金特別委員会
10月30日	コロナ感染を踏まえたHUG体験
11月1日	走井ハーベスタ祭り
11月6日	金勝自治連合会と議員の懇談会
11月12日	企業事業資金貸付金特別委員会協議会
11月18日	議会説明会・定例全員協議会
11月20日	旧RD最終処分場問題連絡協議会
11月21日	立憲民主党躍進パーティー
11月23日	新嘗祭
11月25日	企業事業資金貸付金特別委員会協議会
11月29日	市民活動の一歩
11月30日	臨時会
12月1日	議案勉強会
12月3日	定例会開会（～22日）
12月6日	馬のいる多世代の居場所
12月10日	個人質問（～14日）
12月15日	常任委員会（～17日）
12月17日	企業事業資金貸付金特別委員会
12月22日	定例会採決・議会説明会
12月25日	谷口たかひさ講演会

予定 3月定例会

定例会開会	3月1日（月）
代表質問	3月8日（月）～9日（火）
個人質問	3月9日（火）～11日（木）
各常任委員会	3月12日（金）～19日（金）
定例会予備日	3月22日（月）・23日（火）
定例会採決	3月24日（水）

市政に関する様々な疑問、
要望等お気軽にご相談くださ

ホームページもご覧ください
WEB：http://t-tamura.jp
mail：22@t-tamura.jp
facebook　twitter

問われる責任！！「企業事業資金貸付金の回収不能問題」

栗東市議会は、本市が貸し付けたたばこ小売業者２社への貸付金計９億円が回収できない問題で、さる9月26日に▼貸付制度と貸付実施の妥当性について、▼弁済期日後の対応について、▼債権の今後の対応について、の３点に関して主に検証するために「企業事業資金貸付金特別委員会」を設置。現在まで、4回の委員会を開催。

その中で、12月3日の債権状況報告集会で、回収額が計685万9369円で確定したとの報告がありました。

これまでの会議の中では、資料として提出された会議録など公文書の保存等の不備や、返還期日後の事務的対応の遅れ、さらには、相手側との行政との関係など、行政責任を問う声が委員から多く出ています。

委員会の審査はこれからも続きますが、ほとんど回収できない元金９億円と、遅延損害金、貸付条件不履行の納税額などなど、これらの処理について、行政としてどう責任を取るのか！が問われています。

当然、それらを当時議決してきた議会としての責任も問われてくると思います。いずれにしても、回収できない債権を将来的にもどうするのか、大きな課題です。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書
刑事訴訟法の再審規定の改正を求める請願書

今議会に上記の意見書と請願書が出されました。

一つ目は、国連で核兵器の保有や使用を全面的に禁じる核兵器禁止条約が、発効に必要な５０カ国・地域の批准に達し来年１月２２日、史上初めて核兵器を違法とする国際条約が発効します。

しかし、日本は世界で唯一の戦争被爆国でその悲惨さを身をもって経験しているのですが、残念ながら批准していません。世界で唯一の平和憲法９条をもっている日本へ批准を求める声は大きくなっています。

二つ目は、刑事事件における「冤罪」は、誤って有罪となり犯罪者にされた人の人生を狂わせ、人権をも奪う国家による重大な問題であり、国内ではこれまでも多くの冤罪被害者の方が、裁判のやり直しを求め闘っておられますし、闘争半ばで亡くなられた方もいます。

三審制終了後であっても、確定した有罪判決に疑いが生じた場合、裁判をやり直すための「再審制度」が適正に機能していれば誤って有罪にされた方を救えます。その再審法（刑事訴訟法第４編再審）の改正を求める請願です。私の所属する栗東市民ネットワークと日本共産党議員団はいずれも「賛成討論」を行い、賛同を求めましたが、残念ながら、与野党の壁とイデオロギーの壁があるのか、自民党、公明党の会派には、理解してもらえず、不採択となりました。引き続き人権・平和の問題には、様々な壁を乗り越え、取り組んでまいります。